

「子育てのための施設等利用給付」の認定を受けた場合の、

## かもめ幼稚園 預かり保育の利用料無償化について



預かり保育を利用する理由が、共働きや妊娠・出産、介護など、保育の必要が認められた方は、預かり保育の利用料が無償となります。

### ◇提出書類◇

無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定申請書」を提出し、**保育の必要性の認定**を受ける必要があります。

### ◇対象◇

保育の必要性に該当する世帯の3歳児から5歳児(小学校就学前)までの児童

### ○保育の必要性に該当する事由について○ (父・母それぞれに理由が必要です。)

保護者が次のいずれかの状況にある場合、保育を必要とする事由があると認められます。

	事由	保護者の状況	必要書類
①	家庭外労働	労働に状态的に従事していること (1月の労働が48時間以上)	就労証明書 ※預かり保育の利用 申込み時に提出した もので代用可能
②	家庭内労働(自営業など)		
③	妊娠・出産	母の出産予定日の前8週間である場合(多胎の場合は前14週間)又は出産後8週間以内の場合	母子手帳の写し等
④	疾病・障害	病気や心身の障害により家庭で保育が困難な場合	診断書または障害者手帳等の写し
⑤	介護等	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護していることにより家庭で保育が困難な場合	診断書または障害者手帳等の写し 介護等申立書
⑥	災害復旧	火災、風水害、地震などの災害により家屋に損壊等を受け過程で保育が困難な場合	り災証明
⑦	求職活動	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っていること	求職活動報告書(ハローワークカード等)
⑧	就学	学校や職業訓練校等に通っている	在学証明書 履修内容のわかるもの

※⑧趣味の講座、カルチャースクール等は申込対象外です。

〈お問い合わせ〉

鳥羽市教育委員会総務課 TEL:0599-25-1262

鳥羽市立かもめ幼稚園 TEL:0599-25-2924